

平成22年6月4日

問い合わせ先
国土交通省海事局
海技課 清水 (45-302)
小沼 (45-339)

～審査管理者の要件への適合確認について～

承認船員制度については、本年2月より民間において承認船員になろうとする者の知識・能力の確認を行える新たな審査スキームを新設し、このスキームを円滑に実施するため、これを担う審査管理者について募集してきたところです。

今般、審査管理者としての要件への適合について、下記のとおり確認を行いましたのでお知らせします。なお、今回が初めての適合確認になります。

審査スケジュール等につきましては、下記法人にご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 審査管理者の名称及び所在地

財団法人日本船員福利雇用促進センター

住所：東京都中央区明石町1-29 掖済会ビル

電話：03-3544-7706 <http://www.secoj.com/>

2. 適合確認を受けた日

平成22年6月4日

承認船員制度の概要

外航日本籍船の国際競争力強化策の一環として、平成11年5月に創設

STCW条約締約国の資格証明書を有する外国人船員

※STCW条約：船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する国際条約

日本と2国間承認協定を締結

(現在16か国)フィリピン、インドネシア、インド、ルーマニア、クロアチア、ベトナム、ブルガリア、トルコ、マレーシア、スリランカ、ミャンマー、モンテネグロ、バングラデシュ、韓国、英国、パキスタン

我が国の海事法令に関する講習の修了

11年5月創設

海技試験官による承認試験

- ・口述試験
- ・身体検査

15年12月追加

社船の船長による実務能力確認

- ・船内における実務能力確認(3月以上)

22年1月追加

民間審査員による能力審査

- ・口述試験
- ・身体検査

審査管理者の適合確認

国土交通大臣による承認、日本籍船への乗り組み

民間審査員による能力審査の概要

